

## 栃木市雨水貯留・浸透施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市雨水貯留・浸透施設設置補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 雨水を貯留するための容量が150リットル以上の貯留槽及び付随する設備をいう。
- (2) 雨水浸透施設 雨水を地下に浸透させるための構造をもった内径30センチメートル以上の浸透ますで、コンクリート製又は樹脂製の蓋を備えたものをいう。
- (3) 雨水貯留・浸透施設 雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
- (4) 専用住宅 主に居住の用に供する建築物及び延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物をいう。

(目的)

第3条 この補助金は、雨水貯留・浸透施設の設置に必要な経費の一部を補助することにより、雨水の流出の抑制及び有効な利用の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、市の区域内に存する専用住宅に次に掲げる施設を設置するために要する経費とする。

- (1) 雨水貯留施設
- (2) 雨水浸透施設

(交付の対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、並びに市税、下水道使用料、受益者負担金、農業集落排水使用料、分担金及び水道料金に未納のない者のうち次に掲げる者とする。

- (1) 自らの専用住宅に雨水貯留施設又は雨水浸透施設を設置する者
  - (2) 専用住宅が自己の所有する専用住宅以外の専用住宅である場合に当該専用住宅の所有者の承諾書を提出することができる者
- 2 前項の規定にかかわらず、市内に自らの居住のために専用住宅を購入又は建築する者については、市内に住所を有することを要しない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 雨水貯留施設 雨水貯留施設の設置に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、その額が30,000円を超えるときは、30,000円を限度とする。
- (2) 雨水浸透施設 雨水浸透施設の設置に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円を限度とする。

2 補助の対象となる雨水貯留・浸透施設の設置数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 雨水貯留施設 1敷地内に1基
- (2) 雨水浸透施設 1敷地内に4基

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

## 栃木市雨水貯留・浸透施設設置補助金交付要綱

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留・浸透施設設置補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の平面図及び案内図
- (2) 設置の内容を確認することができる次の区分に応じ、当該区分に掲げる書類
  - ア 雨水貯留施設 見積書の写し及び製品図
  - イ 雨水浸透施設 工事の見積書及び施設構造図（別記様式第2号）
- (3) 第5条第1項第2号の規定に該当する申請者にあつては、所有者の承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

第8条 規則第8条における軽微な変更とは、事業費又は事業量の20パーセント未満の変更をいう。

(補助金の請求)

第9条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、交付決定書の写しとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに雨水貯留・浸透施設設置完了報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置の状況を示す現場写真
- (2) 工事又は製品の購入に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(令4告示9・旧附則・一部改正)

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(令4告示9・追加)

(告示の失効に伴う経過措置)

- 3 この告示の失効の日の前日までに、補助金の交付申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

(令4告示9・追加)

附 則（平成28年告示第127号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第9号）

この告示は、公布の日から施行する。